

未採用薬(新薬など)の宣伝活動について

未採用薬(デバイス変更を含む)の宣伝を行う場合は、宣伝許可が必要です。
宣伝許可を得なければ、薬事委員会において審議の対象とはなりません。

【宣伝活動までの流れ】

1) 下記 必要書類を DI 担当者(吉田、楠瀬)へ提出 (★は必須)

- ① 宣伝許可申請書: 4 部★ (当院ホームページよりダウンロードしてください)
- ② 新規医薬品資料(製品情報概要等): 4 部★
- ③ 適正使用ガイド
- ④ 対象疾患ガイドラインなど適正使用に関する情報
- ⑤ 注射剤の場合は、配合変化表



DI 担当者が書類を確認後、ヒアリングの日程を決定



2) ヒアリング

時間: 17 時 15 分～ プレゼン時間 15 分程度、質疑応答時間 10 分程度
(時間は前後する場合があります)
場所: 薬剤科製剤室または薬剤科部長室
プレゼン形式: パソコンによるスライドショー、または紙資料による説明
(スクリーンは薬剤科にあります)
出席者: 部長、副部長、DI 担当者 2 名 (いずれか 3 名以上)



3) 許可証を交付後に宣伝活動を開始